

町田市市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めること
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年(2015年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年(2015年)3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第38条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第39条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第45条及び第47条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第131条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第9条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成2

８年度類似適用土地」に、「平成２６年度分」を「平成２９年度分」に改める。

附則第１０条（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１０条の３の見出し中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１７号）附則第１０条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第 号）附則第１８条」に、「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１１条（見出しを含む。）及び第１１条の３中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１３条第１項中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附則第１４条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第１４条 法附則第３０条第１項第１号及び第２号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第６９条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６９条第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円

	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号ア	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号ア	3, 900 円	3, 000 円
	6, 900 円	5, 200 円
	10, 800 円	8, 100 円
	3, 800 円	2, 900 円
	5, 000 円	3, 800 円

附則第17条第1項の前の見出し及び同項から同条第5項までの規定中「平成2

4年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条第6項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条第8項及び第9項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条第10項中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第17条第12項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第17条第13項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

（町田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中町田市市税条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、

同項の前に次の１項を加える。

法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第６９条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６９条第２号ア	３，９００円	４，６００円
	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第１条第２号中「第６９条の改正規定」を「第６９条第２号アの改正規定（「３，６００円」に係る部分を除く。）」に、「附則第４条」を「附則第４条第１項」に、「附則第１４条」を「附則第１４条第１項」に改め、同条第４号中「第４１条第１項及び」の次に「第６９条第１号の改正規定、同条第２号アの改正規定（「３，６００円」に係る部分に限る。）、同号イ及び同条第３号の改正規定並びに」を加え、「附則第５条」を「附則第４条第２項、第５条」に、「附則第１４条に」を「附則第１４条第１項に」に改める。

附則第４条中「第６９条」を「第６９条第２号ア（「３，６００円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 新条例第６９条第１号、第２号ア（「３，６００円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第３号の規定は、平成２８年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２７年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第６条中「附則第１４条」を「附則第１４条第１項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第14条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前												
(均等割の税率) 第15条 略 2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table border="1" data-bbox="175 571 758 1966"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下<u>この表及び第4項</u>において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</td><td>年額 50,000円</td></tr> <tr> <td>2～9 略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 略 4 <u>資本金等の額を有する法人（保険業法に規</u>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この表及び第4項</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円	2～9 略		(均等割の税率) 第15条 略 2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table border="1" data-bbox="805 571 1388 1966"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（<u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下<u>この表</u>において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</td><td>年額 50,000円</td></tr> <tr> <td>2～9 略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 略	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この表</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円	2～9 略	
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この表及び第4項</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円												
2～9 略													
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この表</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円												
2～9 略													

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、 資本金の額及び資本準備金の額の合算額又 は出資金の額に満たない場合における第2 項の規定の適用については、同項の表中「資 本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及 び資本準備金の額の合算額又は出資金の額 が」とする。</u> (法人の市民税の申告納付) 第38条 略 2～5 略 6 法人税法第81条の22第1項の規定に よって法人税に係る申告書を提出する義務 がある法人で同法第81条の24第1項の 規定の適用を受けているものが、同条第4項 の規定の適用を受ける場合には、当該法人及 び当該法人との間に連結完全支配関係(同法 第2条第12号の7の7に規定する連結完 全支配関係をいう。次条第3項及び第41条 第2項において同じ。)がある連結子法人(同 法第2条第12号の7に規定する連結子法 人をいう。次条第3項及び第41条第2項に おいて同じ。)(連結申告法人(同法第2条 第16号に規定する連結申告法人をいう。第 41条第2項において同じ。))に限る。)に ついては、同法第81条の24第4項の規定 の適用に係る当該申告書に係る連結法人税 額(法第321条の8第4項に規定する連結 法人税額をいう。以下この項及び第41条第 2項において同じ。)の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間 に限る。第41条第2項において同じ。))に 限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人 税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割額につ いては、当該連結法人税額について法人税法 第81条の24第1項の規定の適用がない ものとみなして、第6条の2の規定を適用す ることができる。	(法人の市民税の申告納付) 第38条 略 2～5 略 6 法人税法第81条の22第1項の規定に よって法人税に係る申告書を提出する義務 がある法人で同法第81条の24第1項の 規定の適用を受けているものが、同条第4項 の規定の適用を受ける場合には、当該法人及 び当該法人との間に連結完全支配関係(同法 第2条第12号の7の7に規定する連結完 全支配関係をいう。次条第3項及び第41条 第2項において同じ。)がある連結子法人(同 法第2条第12号の7の3に規定する連結 子法人をいう。次条第3項及び第41条第2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2条第16号に規定する連結申告法人をい う。第41条第2項において同じ。))に限る。)について、同法第81条の24第4項の規 定の適用に係る当該申告書に係る連結法人 税額(法第321条の8第4項に規定する連 結法人税額をいう。以下この項及び第41条 第2項において同じ。)の課税標準の算定期 間(当該法人の連結事業年度に該当する期 間に限る。第41条第2項において同じ。)) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法 人税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割額につ いては、当該連結法人税額について法人税法 第81条の24第1項の規定の適用がない ものとみなして、第6条の2の規定を適用す ることができる。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第 3 9 条 略 2 略 3 前項の場合において、法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 第 4 5 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 1 0 号から第 1 0 号の 1 0 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 1 0 号から第 1 0 号の 1 0 までに規定	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第 3 9 条 略 2 略 3 前項の場合において、法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 1 2 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 第 4 5 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 1 0 号から第 1 0 号の 9 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 1 0 号から第 1 0 号の 9 までに規定する

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 （１）～（６） 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告） 第４７条 法第３４８条第２項第３号から第５号まで、第９号から<u>第１０号の１０</u>まで、第１１号の３から第１１号の５まで又は第１２号に規定する固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。 （都市計画税の納税義務者等） 第１３１条 略 ２ 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２３項、第２４項、第２６項、<u>第２８項又は第３０項から第３３項までの規定</u>の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第３４３条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 ３・４ 略 附 則 （土地に対して課する<u>平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>）	事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 （１）～（６） 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告） 第４７条 法第３４８条第２項第３号から第５号まで、第９号から<u>第１０号の９</u>まで、第１１号の３から第１１号の５まで又は第１２号に規定する固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。 （都市計画税の納税義務者等） 第１３１条 略 ２ 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２３項、第２４項、第２６項<u>又は第２８項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第３４３条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 ３・４ 略 附 則 （土地に対して課する<u>平成２４年度から平成２６年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>）

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
第9条 略 (<u>平成28年度又は平成29年度</u>における土地の価格の特例) 第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第10条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第	第9条 略 (<u>平成25年度又は平成26年度</u>における土地の価格の特例) 第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、<u>平成25年度分又は平成26年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であって、<u>平成26年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第10条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅	349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29</u>	地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)</u> 第10条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。</u> (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第11条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 (市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額) 第11条の3 市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の</u>	<u>年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)</u> 第10条の3 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。</u> (農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第11条 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 (市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額) 第11条の3 市街化区域農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額</u>は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （特別土地保有税の課税の特例） 第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第3	固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額</u>は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （特別土地保有税の課税の特例） 第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第3

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
49条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 <u>（軽自動車税の税率の特例）</u> <u>第14条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄</u>	49条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 <u>第14条 削除</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後		改正前															
<u>に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>第69条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>		第69条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	
第69条第2号ア	3,900円	1,000円															
	6,900円	1,800円															
	10,800円	2,700円															
	3,800円	1,000円															
	5,000円	1,300円															
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>第69条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>		第69条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第69条第2号ア	3,900円	2,000円															
	6,900円	3,500円															
	10,800円	5,400円															
	3,800円	1,900円															
	5,000円	2,500円															
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>第69条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> </table>		第69条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円							
第69条第2号ア	3,900円	3,000円															
	6,900円	5,200円															
	10,800円	8,100円															

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前
	円		
	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
(宅地等に対して課する <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)			(宅地等に対して課する <u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)
第17条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の</u>額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。			第17条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の</u>額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき			2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の都市計画税の特例) 6 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の都市計画税の特例) 6 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) 7 略 8 市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u>は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) 7 略 8 市街化区域農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u>は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 10 附則第11条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、<u>同条</u>中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。 11 略 (読替規定) 12 法附則第15条第1項、<u>第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置</u>) 13 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。</u>	農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 10 附則第11条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、<u>これらの規定中</u>「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。 11 略 (読替規定) 12 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置</u>) 13 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。</u>

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

附則第14条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	円	円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中町田市市税条例第69条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに附則第4条第1項

改正前

附則第14条を次のように改める。
(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	円	円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中町田市市税条例第69条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の町田市市税条

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
及び第6条（第1条の規定による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）<u>附則第14条第1項</u>に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (3) 略 (4) 第1条中町田市市税条例第11条、第38条、第41条第1項及び<u>第69条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定</u>（「3, 600円」に係る部分に限る。）、<u>同号イ及び同条第3号の改正規定並びに</u>附則第14条の改正規定並びに次条第4項、<u>附則第4条第2項、第5条及び第6条</u>（<u>新条例附則第14条第1項</u>に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (5)・(6) 略 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 新条例<u>第69条第2号ア</u>（「3, 600円」に係る部分を除く。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 2 <u>新条例第69条第1号、第2号ア</u>（「3, 600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに<u>第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u> 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第69条及び新条例附則第14条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>新条例附</td><td>第69条</td><td>町田市市税条</td></tr></table>	略	略	略	新条例附	第69条	町田市市税条	例（以下「新条例」という。）<u>附則第14条</u>に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (3) 略 (4) 第1条中町田市市税条例第11条、第38条、第41条第1項及び附則第14条の改正規定並びに次条第4項、<u>附則第5条及び第6条</u>（<u>新条例附則第14条</u>に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (5)・(6) 略 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 新条例<u>第69条</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第69条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>新条例附</td><td>第69条</td><td>町田市市税条</td></tr></table>	略	略	略	新条例附	第69条	町田市市税条
略	略	略											
新条例附	第69条	町田市市税条											
略	略	略											
新条例附	第69条	町田市市税条											

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<u>則第 1 4 条第 1 項</u> の表以外 の部分		例等の一部を 改正する条例 (平成 2 6 年 1 0 月町田市 条例第 2 8 号。以下この 条において 「平成 2 6 年 改正条例」と いう。) 附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 6 9 条	<u>則第 1 4 条</u> の表以 外の部分		例等の一部を 改正する条例 (平成 2 6 年 1 0 月町田市 条例第 2 8 号。以下この 条において 「平成 2 6 年 改正条例」と いう。) 附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 6 9 条
<u>新条例附 則第 1 4 条第 1 項</u> の表第 6 9 条第 2 号アの項	第 6 9 条第 2 号ア	平成 2 6 年改 正条例附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 6 9 条第 2 号ア	<u>新条例附 則第 1 4 条</u> の表第 6 9 条第 2 号アの 項	第 6 9 条第 2 号ア	平成 2 6 年改 正条例附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 6 9 条第 2 号ア
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円		3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円		6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円		1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円		3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円		5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円